

目次

- 🌟 官庁施設の被災情報伝達について 1頁
- 🌟 官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブックについて 4頁

🌟 官庁施設の被災情報伝達について

官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設となります。災害時には施設管理者と官庁営繕部等が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があります。

そのためには、職員や通信手段が限られる状況においても官庁施設に関する被災情報等を適切に共有することが重要となります。このことから、「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を作成し、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議の申し合わせとしております。

この記事では、被災情報の伝達先やその方法について紹介します。

1. 対象施設

災害時において被災情報を伝達する対象施設は以下の図のとおりです。対象施設の枠内、水色の網掛けがかかっている施設が対象、それ以外の施設は対象外です。



誰が送るの？

中国管内は

- ・合同庁舎
- ・一団地の官公庁施設
- ・一般庁舎
- ・労働保険官署及び職業安定官署

の施設管理者が対象です！

いつ送るの？

2. 被災情報の伝達が必要な条件

地震や台風などの災害時です！

(1) 地震時

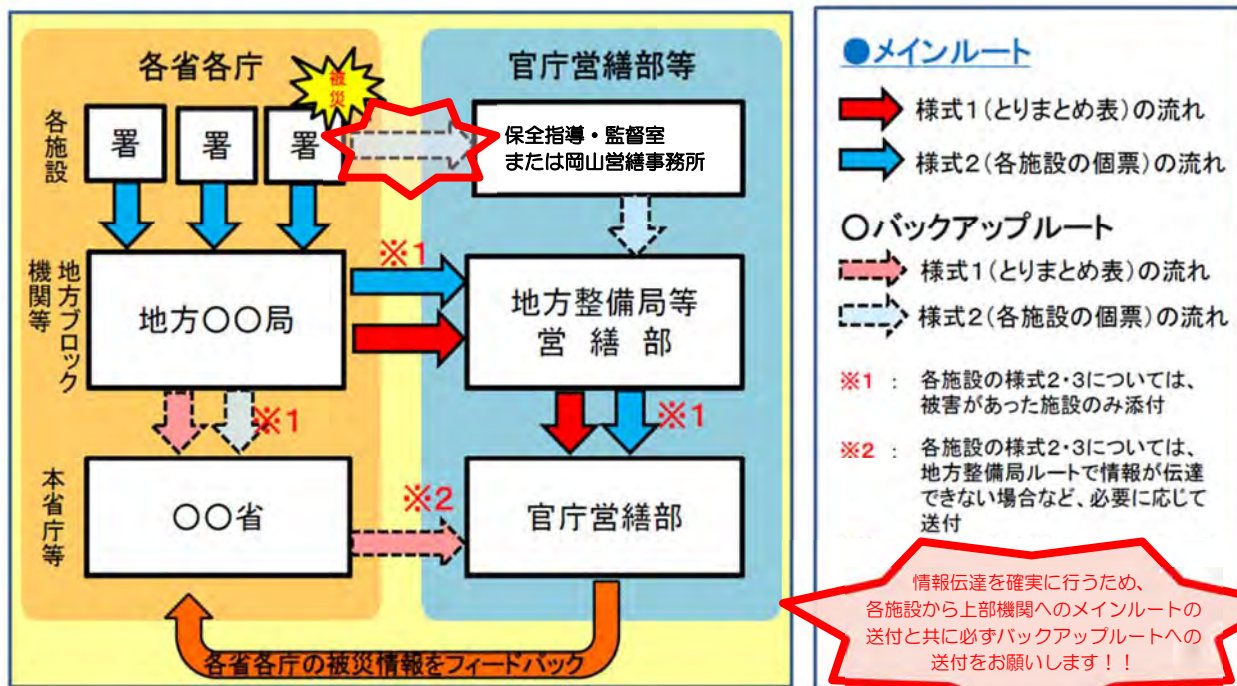
- ・震度5強以上の地域に所在する全ての施設（←被害が無い施設も、様式1にて要報告）
- ・震度5弱以下の地域に所在する**被害があった**施設

(2) その他災害時（風水害など）

- ・**被害があった**施設

3. 被災情報の送付先

災害時における庁舎等の情報を被災情報様式に記載し、下記防災用メールアドレスに様式を添付して送信してください。電子メールでの送付ができない場合は、記載した様式をFAXにて送付ください。



◆バックアップルート



どこに送るの？

中国5県に所在する各施設

→中国地方整備局営繕部保安指導・監督室、岡山営繕事務所

防災用メールアドレス：eizenhozen@cgr.mlit.go.jp

メール送付が出来ない場合は、以下の連絡先にFAXで送付をお願いします。

FAX：082-228-7317（保安指導・監督室あて） 対象地域：島根・広島・山口県

FAX：086-223-2246（岡山営繕事務所あて） 対象地域：鳥取・岡山県

◆メインルート



地方ブロック機関等→中国地方整備局営繕部 技術・評価課、計画課

防災用メールアドレス：eizen@cgr.mlit.go.jp

FAX：082-228-7317（←メール送付が出来ない場合）

4. 被災情報伝達様式

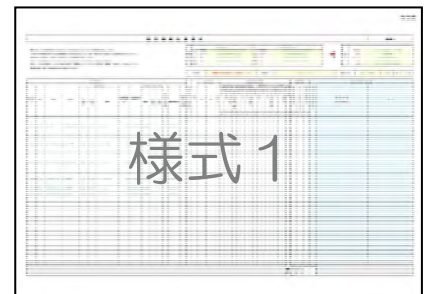
被災情報の伝達において施設管理者のみなさまに作成いただく様式は以下のとおりです。各様式の Excel データについては、国土交通省 HP からダウンロード出来ます。

国土交通省 HP：官庁営繕：官庁施設の被災情報伝達要領等

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

(1) 様式1（被災情報のとりまとめ）【地方ブロック機関等】

被災情報のとりまとめを行うための様式です。
発災後に各施設から報告のあった「様式2」
（震度5強以上の地域に所在する施設の
「被害無し」の報告を含む）の内容を転記して
ください。



→様式1は BIMMS-N のエクスポートオプション
「被災情報伝達様式」から出力することが出来ます。
施設名から震度観測点までの基本情報が自動で転記
されますので、ぜひご活用ください！

(2) 様式2（個々の施設の被災情報）

個々の施設の被災情報を伝達するための様式です。
様式内に占める点検の段階ごとに施設管理者が安全を確保
しながら点検を実施し、記載してください。



(3) 様式3（個々の施設の被災状況写真）

施設に被害があった場合に、被災部位の写真を添付し伝達
するための様式です。
被害の部位や状況が把握しやすいよう、遠景と近景を撮影
し、様式内に添付してください。



なにを送るの？

↓被害があった施設のみ、様式2・様式3を送付



5. 問合せ

被災情報伝達についてご不明な点等ございましたら、中国地方整備局営繕部技術・評価課
(TEL：082-221-9231) までご連絡ください。

官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブックについて

実際に災害が発生した際、予め決めていた通りの対応をすることは難しいものです。発災したその時だけではなく、地震であればその後の余震、外壁タイルの落下、火災などの二次災害にも注意しなければなりません。避難経路の確認すること、施設の不具合箇所を点検しておくことなど、事前に備えておくことは非常に重要です。

国土交通省では官庁施設の防災性能に関して、災害に備えるために「施設管理者がすべきこと、してはいけないこと」という観点から、令和4年6月に「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」を公表しました。

国土交通省 HP：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html

この記事では、特に注意していただきたい“防災性能を低下させる 12 の状態”についてご紹介します。

◆火災・地震時

《保全チェック項目とその対応》

凡例：□ 保全チェック項目 →対応策

01. 非常用照明が点灯しない状態 誘導灯が点灯しない状態



- 非常用照明の球が切れている
→速やかに球を交換ください
- 非常用照明の球を間引いている
→速やかに球を装置ください
- 非常用照明のバッテリーが切れている
→**バッテリー期限切れを確認**し、交換してください
→器具自体が老朽化しているものは**交換**を行ってください
- 誘導灯の表示パネルが変色している
→器具自体が**老朽化しているものは交換**を行ってください
- 家具や掲示物などで、誘導灯が隠れている
→不適切な障害物は撤去してください

02. 廊下・階段などに普段から障害物 (物品等)がある状態



- 避難経路となる廊下・階段に段ボールや台車、粗大ゴミなどを置いている
→速やかに撤去ください
- 屋外避難階段が錆びて、床が抜け落ちそうになっている
→老朽化した部位・部材の**改修**を行ってください
- 電気室に可燃物を保管している
→不適切な状態での保管とならないよう、**定位置管理**をルール化してください

◆火災時

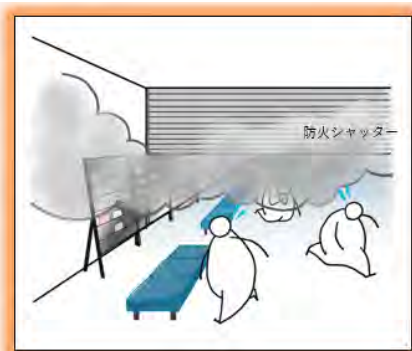
《保全チェック項目とその対応》

03. 防火扉が閉まらない状態



- 防火扉の周りに段ボール、ゴミ箱、傘立てなどの閉鎖の障害となるものを置いている
 - 速やかに障害物を撤去してください
 - 防火扉の閉鎖範囲に物を置かないよう、ポスターや床表示で注意喚起してください
- 防火扉が錆や歪みで閉鎖不良となっている
 - 補修・扉の交換を行ってください
- 防火戸や防火シャッターに鍵をかけている
 - 解錠してください

04. 防火シャッターが閉まらない状態



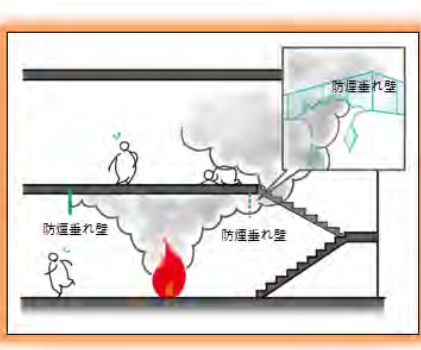
- 防火シャッターの周りにソファ、パンフレット立てなど閉鎖の障害となるものを置いている
 - 速やかに障害物を撤去してください
 - 防火シャッターの閉鎖範囲に物を置かないよう、ポスターや床表示で注意喚起してください
- 防火シャッターの手動閉鎖装置の位置が背の高い書架やポスターなどで隠れている
 - 不適切な障害物は撤去してください
 - 手動閉鎖装置を隠さないよう注意喚起してください

05. 排煙窓が開かない状態 排煙オペレーターが見えない状態



- 排煙窓や手動開放装置（排煙オペレーター）の故障などによる排煙窓の開閉不良
 - 補修や排煙窓・手動開閉装置の交換を行う
- 排煙窓の周りに開放の障害になるものがある
 - 速やかに撤去してください
- 手動開放装置（排煙オペレーター）が背の高い書架やポスターなどで隠れている
 - 不適切な障害物は撤去してください
 - 手動開放装置を隠さないよう注意喚起してください

06. 防煙垂れ壁が破損している状態



- 誤って、必要な防煙垂れ壁を撤去している
 - 速やかに補修を依頼ください
- 防煙垂れ壁が降りてくるところに障害になるものがある
 - 速やかに撤去してください
- 手動操作装置が背の高い書架やポスターなどで隠れている
 - 不適切な障害物は撤去してください
 - 手動操作装置を隠さないよう注意喚起してください

07. 非常用進入口に障害物がある状態



《保全チェック項目とその対応》

- 非常用進入口の周りに背の高い書架や段ボールなどの進入の障害となるものを置いている
→速やかに障害物を撤去してください
- 非常用進入口外部の植栽などにより消防車が寄り付けなくなっている
→植栽などの撤去を依頼してください

08. 防火区画貫通処理が不十分な状態



- エアコン配管、ケーブル配線などで、貫通処理が行われていないところがある
→速やかに補修を依頼してください

◆ 地震時

09. 避難通路に物が落下したり、転倒してくる状態

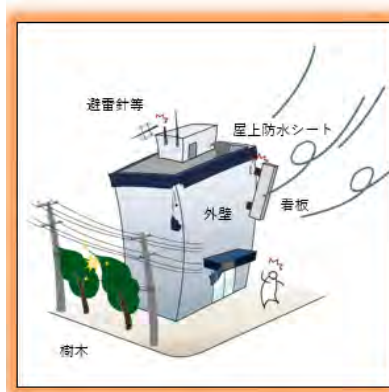
(天井落下、照明などの吊物、外壁等)



- 天井材、照明器具などに外れそうなものがある
→補修や老朽化した機器などの改修を行ってください
- 家具や書架などの転倒防止の措置をしていない
→張り紙で注意喚起、不要なものは撤去してください
→速やかに転倒防止措置を行ってください

◆ 地震・強風時

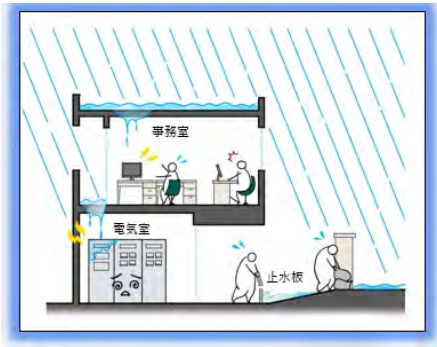
10. 外壁設置物等が落下する状態



- 外壁などに設置されている避雷針、エアコンの室外機、外灯などで外れそうなものがある
→補修や老朽化したものの改修を行ってください
- 建物外部のフェンスや掲示板などで破損しているものがある
→補修や老朽化したものの改修を行ってください
- 倒れそうな高木や電線にかかりそうな樹木がある
→速やかに剪定を依頼する
- 落下のおそれのある外壁(石張り、タイル張り、モルタル塗りなど)の全面打診等調査(10年周期)を行っていない
→速やかに調査を依頼ください

◆ 漏水・浸水時

11. 屋上や外壁から雨漏りする状態
大雨などによって建物が浸水する状態



《保全チェック項目とその対応》

- 屋根・外壁から漏水がある
 - 屋上の排水溝やルーフドレンの目詰まりを撤去してください
 - 照明器具などの機器に水がかかる場合は、電源を切る、またはその場から移動させてください
 - シート防水の亀裂やはがれ、外壁のクラックなどは補修や老朽した部位の改修を行ってください
- 天井内配管からの漏水がある
 - 照明器具などの機器に水がかかる場合は、電源を切る、またはその場から移動させてください
 - 補修や老朽化した配管の改修を行ってください
- 大雨などによる建物内（電気室など）への浸水の可能性がある
 - ハザードマップを確認して、災害リスクを把握してください
 - 土のうなどを用意してください
 - 防潮板の設置、設備関係諸室の上階への移動などを検討ください

◆ 長期利用時

12. 床の耐荷重が超過している状態



- 事務室から書庫などへ部屋の用途を変更（床の耐荷重超過）している
 - 書架の積載物を移動させてください
 - 床の構造補強などの対応を検討ください

該当する項目はあった場合は
要注意です！
発災時に慌てないよう、
事前の備えをしておきましょう！



<編集事務局>

国土交通省 中国地方整備局

■ 営繕部

- ◆ 調整課 保全企画係 ◆ 保全指導・監督室 保全指導係

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30

TEL: 082-221-9231

[保全に関する相談窓口] E-mail: eizenhozen@cgr.mlit.go.jp

バックナンバー掲載URL: <https://www.cgr.mlit.go.jp/eizen/kanrisya/index.html>

■ 岡山営繕事務所

- ◆ 技術課

〒700-0984 岡山市北区桑田町 1-36

TEL: 086-223-2271

